

保護者の皆様へ

**新型コロナウイルス感染症拡大防止のための緊急事態宣言  
発令に伴う保育所等への登園自粛要請（期間延長）**

現在、国の緊急事態宣言等を受け、5月6日までの間、登園の自粛を要請させていただいておりますが、5月7日以降の取扱いについて、現時点で市内や近隣の感染状況に大きな変化が見られないことから、引き続き感染拡大を防止するため、登園自粛要請期間を延長することといたします。

保護者の皆様におかれましては、引き続き登園自粛にご協力くださいますようお願いいたします。

なお、今後の状況の変化に応じて、取扱いが変更となる場合がありますので、ご留意ください。

**【登園自粛等の要請期間（延長後）】**

2020年（令和2年）4月13日（月）～5月31日（日）

**【保育料の取扱いについて（0～2歳児クラス）】**

市内在住の方は、保育料の減免（日割計算）を適用します。

**【給食食材料費の取扱いについて（3～5歳児クラス）】**

通常時の取扱いは月額徴収を基本とし、欠席した場合でも原則減免は行わないこととしておりますが、登園自粛要請期間の長期化を踏まえた特例措置として、現在、一定の減免の実施について調整中です。今後、対応が決まり次第、各園を通じてお知らせします。

藤沢市 子ども青少年部 保育課

（Tel 0466-50-3526 / Fax 0466-50-8446）